

第四次草加市総合振興計画第三期基本計画策定等支援業務委託仕様書

1 業務名称

第四次草加市総合振興計画第三期基本計画策定等支援業務

2 本業務の目的

本市の最上位計画である第四次草加市総合振興計画 第二期基本計画（以下、「第二期基本計画」という。）が令和5年度（2023年度）に目標年次を迎えることから、新たに令和6年度（2024年度）を開始年度とする第四次草加市総合振興計画 第三期基本計画（以下、「第三期基本計画」という。）を策定する。なお、第三期基本計画は、草加市版総合戦略（以下、「総合戦略」という。）を統合し、策定する。

本業務は、経済社会情勢の変化や将来人口推計、本市の抱える課題、市民からの意見のほか第二期基本計画の検証結果を踏まえるとともに、第三期基本計画と総合戦略との統合や膨大なデータの収集と高度な分析等が必要であることから、豊富な経験と高い専門性を有する事業者が策定等支援業務を委託し、実効性の高い第三期基本計画を効率的かつ円滑に策定することを目的とする。

なお、第三期基本計画は、令和4年度（2022年度）、令和5年度（2023年度）の2年間で策定することとし、本業務は、このうち令和4年度（2022年度）に関わる部分を実施するものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

4 委託料の支払方法

業務完了払

5 委託業務に当たっての基本的な考え

第四次草加市総合振興計画第三期基本計画策定等方針（以下、「策定等方針」という。）において、第三期基本計画の策定等に当たって基本的な考えを次のとおり定めており、提案・助言を求める内容は、以下基本的な考えの実現に向けたものとする。

（基本的な考え）

- (1) 基本構想に基づく計画
- (2) 持続可能性の実現に向け、時代の変化に対応した計画
- (3) 市民にとってわかりやすい計画
- (4) 実現性・実効性を重視した計画
- (5) 重要政策の実現に向けた計画

なお、本業務を進めるに当たっては、上記、基本的な考えを含む策定方針を十分に踏まえた上で、先進事例や多様な専門知識・技術・経験を活かし、積極的に支援を行うこととする。

6 委託業務の内容

第三期基本計画の策定等のため、概ね次の業務を行うものとする。なお、委託業務の内容は、第三期基本計画の策定等に必要と思われる業務を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案等を踏まえ、発注者と受託者との協議により決定する。

また、各種資料の内容、作成期限、各会議の開催日等については、記載のあるものを除き、別途指定する。

(1) 作業実施計画の作成

本業務の目的を十分に理解し、本業務の遂行に必要な事項について発注者と調整し、合理的かつ効率的な工程別の作業実施計画（ガントチャート）を作成するものとする。なお、作業実施計画は進捗状況等に合わせ随時更新することとする。

(2) 各種基礎調査の実施及び分析

第三期基本計画における政策（分野）や施策の方向性を検討するための議論の端緒、または根拠となるよう以下について各種基礎調査の実施及び分析を行う。

ア 社会経済動向の整理・分析

国際情勢及び国内の社会・経済等に関する各種データの収集し、本市を取り巻く社会・経済情勢のトレンドを整理するとともに、本市への影響等について分析する。特に、新型コロナウイルス感染症による影響や今後の見通しについては、ウィズコロナ・ポストコロナ時代における本市のあり方を検討するため、項目を設定した上で、客観的なデータを用いて各分野から多面的に国内外の社会変化を整理し、本市への影響等について分析する。

イ 国・県の動向等の整理・分析

国（一例として、内閣府により開催された懇談会「選択する未来2.0」による報告書及び総務省により設置された「地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ」による報告書並びに国土交通省によって取りまとめられた「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」等が挙げられる。）や埼玉県等の動向や関連計画を調査・整理し、本市に影響や計画への反映を検討する内容等について分析する。

ウ 本市の現状、特性の整理・分析

地域経済分析システム（RE S A S）や市の基礎的データ等を活用しながら、人口、財政、産業、土地利用の状況等について整理・分析を行うとともに、類似・近隣自治体との比較分析を通じた本市の強み、弱み、特性等について整理する。

(3) 現行計画の検証、課題整理

現行の総合振興計画における施策や取組を振り返り、その効果や達成状況等を多面的に評価・検証し、課題の整理を行う。なお、検証及び課題の整理は、計画全体としてだけでなく、施策単位でも実施する。

(4) 施策評価市民アンケート（市民意見）の分析

本市が基本構想にある目指す都市像「快適都市」の実現に向けた市政運営に活用するために隔年で実施している施策評価実施アンケートについて、過去3回分（平成29年度、令和元年度、令和3年度）の結果について経年比較を含めて分析し、分析結果を計画策定に反映できるよう課題等を整理する。

(5) 計画の策定等支援

ア 基本構想の修正提案

記載内容のD拡充や時点修正を含む必要な修正について提案する。

イ 基本計画と総合戦略及び草加市地域経営指針の統合に係る支援

基本計画に総合戦略及び草加市地域経営指針の内容を包含した計画として策定するため、統合の手法について提案するとともに、統合作業の支援を行う。

ウ 施策体系の立案と骨子・素案の提案

策定方針及び上記(2)~(4)までの分析や市への影響等を踏まえ、計画のフレーム設定、基本計画の施策の統廃合、新規施策の設定の必要性について検討・整理し、必要に応じて新たな施策体系を立案するとともに、基本計画の骨子及び素案について提案を行う。併せて、庁内での検討のための調書について提案を行う。基本計画の構成等は現行計画のものを基本とするが、新たな提案を妨げるものではない。

なお、本市において令和4年度から草加市都市計画マスタープランの中間見直しを行うこととなっており、計画のフレーム設定に当たっては留意すること。

エ 重点テーマ及び主要施策等の提案

上記(2)~(4)までの分析や市への影響等を踏まえ、本市の将来予測を行うとともに、類似・近隣自治体の主要施策を比較・分析し、市長マニフェストも踏まえた上で、計画期

間内に本市が重点的に取り組むべき事項を整理し、重点テーマ及び主要施策等について提案を行う。

(6) 指標及び進捗管理方法の提案

計画の進捗管理を行うための施策指標を実施計画に設定し、進捗管理を行うため、類似・近隣自治体の施策指標を比較・分析するとともに、本市の個別計画における指標を整理や施策指標にふさわしい指標案の提案、ロジックモデルを活用した指標の庁内検討の支援を行う。また、市単独による指標の設定や見直し及び指標による計画の進捗管理の方法の構築について、他自治体の事例を示しつつ、提案を行う。

(7) 本編及び概要版のデザイン・レイアウト案の提案

第四次草加市総合振興計画を幅広い市民に理解してもらうため、計画書の本編と概要版について、読みやすさや見やすさに加え、デザイン性に十分留意し、図表やイラスト、写真などを適宜用い、表紙・目次も含めたデザイン・レイアウト案を提案する。

本編はA4版、オールカラーとし、概要版は受託者からの提案によるものとする。

なお、第三者（発注者及び受託者以外の者）が所有するイラスト及び写真等を使用する場合は、受託者の責任において著作権処理等を行うものとする。

(8) 各種会議の運営支援

ア 審議会（5回程度を想定）

資料等を作成し、会議への出席及び必要に応じた補足説明や円滑な議事進行に向けた助言・進行補助を行うとともに、議事録作成等の運営支援を行う。

イ 策定等委員会（3回程度を想定）

資料等を作成し、会議への出席及び必要に応じた補足説明や円滑な議事進行に向けた助言・進行補助を行うとともに、議事録作成等の運営支援を行う。

ウ 検討委員会（3回程度を想定）

資料等を作成し、会議への出席及び必要に応じた補足説明や円滑な議事進行に向けた助言・進行補助を行うとともに、議事録作成等の運営支援を行う。

エ 検討部会（5回程度を想定）

資料等を作成し、会議への出席及び必要に応じた補足説明や円滑な議事進行に向けた助言・進行補助を行うとともに、議事録作成等の運営支援を行う。

(9) 独自の提案

第四次草加市総合振興計画第三期基本計画策定等支援業務委託に係る公募型プロポーザルにより事業者が提出した提案等により、独自に工夫・検討した内容を取り入れるものとする。なお、取り入れる内容については、あらかじめ市の担当者と協議することとする。

7 成果物

本業務による成果物は次のとおりとする。

- (1) 第四次総合振興計画骨子及び素案 30部（フルカラー印刷）及び電子データ
 - ア 電子データは編集可能なファイル形式（原則として、ワード、エクセル、パワーポイント）及びPDFデータとし、グラフ等の作成に使用したエクセルファイル等についても併せて納品すること。
 - イ グラフ類については、白黒印刷が可能なように配色等を工夫すること。
- (2) 業務報告書 5部（フルカラー印刷）及び電子データ
 - ア 業務報告書は本業務において実施した各種調査及び分析結果並びに提案、支援等について、本仕様に沿って項目立てて報告書として取りまとめること。
 - イ グラフ類については、白黒印刷が可能なように配色等を工夫すること。
 - ウ 電子データは編集可能なファイル形式（原則として、ワード、エクセル、パワーポイント）及びPDFデータとし、グラフ等の作成に使用したエクセルファイル等についても併せて納品すること。
 - エ 電子データについては、単独のファイルに加え、項目ごとの分割したファイルとすること。
- (3) その他本業務に収集した根拠資料や関連資料
 - ア 電子データは編集可能なファイル形式（原則として、ワード、エクセル、パワーポイント）及びPDFデータとし、グラフ等の作成に使用したエクセルファイル等についても併せて納品すること。
 - イ 報告書と関連付けて体系的に整理し、できる限り編集可能なファイル形式とすること。

8 資料の貸与

市は、策定業務の遂行上必要な資料で、市が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受注者は業務が完了したときに、速やかに返却するものとする。

9 その他

- (1) 受注者は、十分な経験を有する者を、業務全般を掌理する専任の担当者として定め、市へ通知するものとする。なお、担当者を変更する場合は、市と協議をすること。
- (2) 受注者は、市役所への来庁、Web 会議ツール等の活用等により担当課と密に連絡調整及び打合せを行うとともに、打合せ時にはその記録をその都度市に提出して相互に確認し、業務の進捗状況に支障が生じないようにすること。また、受注者は、市から求められた場合は、速やかに策定業務の進行状況について報告を行うこと。
- (3) 成果物及び納品物の一切の権利は本市に帰属する。なお、本業務の完了後であっても、受注者の責任に帰すべき理由により、成果物の不良箇所が発見された場合は、訂正、補正、

その他必要な措置を講じるものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。

- (4) 本業務のために得た資料、データ、作成した報告書及び市から提供を受けた資料については、本業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に公開、提供してはならない。
- (5) 草加市個人情報保護条例（平成12年条例第31号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (6) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (7) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度、市と受注者が協議の上、決定するものとする。

10 問合せ先

草加市総合政策部総合政策課 夢田・三浦
〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号
TEL：048-922-0749（直通）
FAX：048-922-4955
電子メール：sogoseisaku@city.soka.saitama.jp